セカンドハーベスト・ジャパン

閲覧規程

第１条　（目的）
本規定は、特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）第 52 条第 4 項及び第 54 条第 5 項の規定により、事業報告書等、役員名簿、定款等、法第 44 条第 2 項第 2 号の書類若しくは第 3 号に掲げる書類又は第 2 項第 2 号から第 4 号までに掲げる書類、第 3 項の書類若しくは第 54 条第 4 項の書類の閲覧に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第２条　（閲覧請求権者）
閲覧請求者の制限は特に設けない。

第３条　（閲覧に供する書類）
閲覧できる書類は、次の各号のとおりとする。

1）　事業報告書、計算書類（活動計算書、貸借対照表）、財産目録、年間役員名簿（各事業年度において役員であった者全員の氏名及び住所等並びに報酬の有無を記載した名簿）、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所等を記載した書面
2）　役員名簿
3）　定款、認証及び登記に関する書類の写し
4）　認定の申請書に添付した認定等の基準に適合する旨を説明する書類及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
5）　認定の申請書に添付した寄付金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
6）　前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規定
7）　前事業年度の収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄付金に関する事項その他の内閣府令で定める事項を記載した書類
8）　特定非営利活動促進法施行規則第 32 条第 2 項で定める書類
9）　「助成金の支給の実績」を記載した書類
10）「海外への送金又は金銭の持出し（その金額が 200 万円以下のものを除く）を行うときの金額及び使途並びにその予定日」を記載した書類
11）総会および理事会の議事録

第４条　（閲覧場所及び時間）
閲覧は当団体内の閲覧場所にて行い、閲覧時間は、午前 10 時から午後 4 時までとする。
但し、正午から午後 1 時までを除く。

第５条　（休業日）
閲覧に供しない休業日は次のとおりとする。
1）日曜日及び土曜日
2）国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
3）年末、年始（12 月 29 日から同月 31 日までの日並びに 1 月 2 日から同月 3 日までの日）
4）当団体が臨時に定める日

第６条　（臨時休業等）
書類の整理その他必要があるときは、第４条及び第５条の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は臨時に休業することがある。

第７条　（閲覧の取り消し）
次の各号のいずれかに該当する場合は、閲覧を取り消すことができる。
1）所定の閲覧時間外や休業日に請求がなされた場合
2）当団体を誹謗中傷することを目的とする場合等、不法・不当な目的である場合
3）公開すべきでない個人情報が含まれる場合
4）当団体が公開すべきでないと判断する正当な理由がある場合
5）前条の規定に違反した場合
6）当団体のスタッフの指示に従わない場合
7）他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる場合

第８条　（事務）
閲覧に関する事務は、総務部又は経理部が行う。

第９条　（雑則）
この規定に定めるものの他、当団体の書類の閲覧に関して必要な事項については、理事長が定める。

第１０条　（改廃及び変更）
本規定の改廃および変更については、理事会の承認を得なければならない。